USPTO、モンタナ州にコミュニティアウトリーチオフィスを新設

2025年12月16日
JETRO NY 知的財産部
蛭田、赤木

USPTOは、12月15日、モンタナ州に新たなコミュニティアウトリーチオフィスを開設することを公表[1]した。デンバーサテライトオフィスの閉鎖に伴い、その管轄州[2]における新たなコミュニティアウトリーチオフィスの設置に関して意見募集が行われていたが[3]、今般、モンタナ州がその開設地として選定された形である。

USPTOのコミュニティアウトリーチオフィスは、2022年成立の「Unleashing American Innovators Act of 2022（UAIA法）[4]」に基づき、地域社会の教育機関、研究機関や企業と連携した知的財産教育の提供などを目的として、同法の施行から5年以内（2027年12月29日まで）に少なくとも4カ所設置することが義務付けられている。今般のコミュニティアウトリーチオフィスの設置は、本年1月のニューハンプシャー州ダーラムに続いて2カ所目となる。

USPTOは、モンタナ州について、同州の発明者による特許出願件数が2019年から2023年にかけて倍増しているほか、2023年10月には光通信・バイオ科学・ソフトウェアといった分野における先端研究開発が評価されて米国商務省により「テックハブ（Tech Hub）」に指定されるなど、国内のイノベーション・起業活動の中心として成長著しい地域であると説明している。
USPTOによれば、新たなコミュニティアウトリーチオフィスは、イノベーションに繋がるような研究・教育活動が活発であること、商業化・ビジネス化のためのリソースが集約されていること、発明家を支援する体制が整っていることなどが勘案され、モンタナ州立大学に設置される予定である。

この新たなコミュニティアウトリーチオフィスは、知的財産の実務家、スタートアップやアクセラレーター、STEM[5]関連組織とも密接に連携しながら、地域の産業構造・エコシステムに即した形でUSPTOの施策や教育プログラムなどを実施する役割を担うこととなる。

（以上）

---

[1] Montana selected for new USPTO community engagement office location (Dec.15, 2025)
[2] アイダホ州、モンタナ州、ワイオミング州、コロラド州、ノースダゴタ州、サウスダコタ州、ユタ州、ネブラスカ州の8州。
[3] https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/us/2025/20251106.pdf
[4] https://www.congress.gov/117/bills/hr2617/BILLS-117hr2617enr.pdf
[5] 科学（Science）、技術（Technology）、工学（Engineering）、数学（Mathematics）の4つの分野の頭文字をとったもの。